

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年11月2日

備前市議会議長 鶴 川 晃 匠 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成28年11月2日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ① 参考人の意見聴取について 桐山宗義氏 永井丈士氏 ② 次回以降の委員会について 開催日程について 証人喚問について 参考人招致について ③ 情報提供依頼について	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
参考人の意見聴取（桐山宗義氏）	3
参考人の意見聴取（永井丈士氏）	14
次回以降の委員会について	25
情報提供依頼について	29
閉会	29

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成28年11月2日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後3時57分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫		
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	副委員長	川崎輝通		
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参 考 人		桐山宗義		
		永井丈士		
証 人	なし			
説 明 員	なし			
事 務 局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
		産経新聞	山陽放送	岡山放送
	一般傍聴	13人		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○橋本委員長 どうも皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり御報告申し上げます。

初めに、傍聴の取り扱いについてであります。本日の会議につきましては、一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しております。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は、10月11日開催の本特別委員会での決定により、参考人4名から意見聴取の予定でしたが、午後1時30分に出席要求をしておりました吉村武司氏につきましては、公務につき出席できないため、期日の変更申請を文書にて提出いただいております。

また、午後3時45分に出席要求をしておりました石井辰彦氏につきましては、弁護士法第23条「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。」の規定により、職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負うため、要請に応えられないとの回答を文書にて提出いただいております。

これらの対応につきましては、後ほど幹事会にて御協議いただきたいと思います。残るお二方の意見聴取は予定どおり行います。

それでは、これより参考人の意見聴取についてを議題とします。

田原委員。

○田原委員 2点ほど質問したいんですけども。

○橋本委員長 どなたに質問ですか。

○田原委員 いやいや、委員長に。

○橋本委員長 はい。

○田原委員 公務のため出席できない市長ですが、その公務の内容について聞かれていますか、何か。

○橋本委員長 いえ、私は聞いてはおりません。事務局には文書で出ておるといことのようにございますが。

〔「百条委員会っていうのはね……」と田原委員発言する〕

はい。

〔「大事なその委員会ですし……」と田原委員発言する〕

はい。

〔「市長そのものも犯人については大変な憎しみを持っておると
いうことを言っとられるわけね。やっぱり最優先していただき
たいと思いますので……」と田原委員発言する〕

はい。

〔「今後の協力にはぜひ協力してもらおう……」と田原委員発言す
る〕

はい。

〔「委員長からぜひ……」と田原委員発言する〕

はい。

〔「要求していただきたいです」と田原委員発言する〕

後ほど本委員会、この百条委員会でも報告をいたしますが、次回のこの本委員会、百条委員会にもう調整がとれまして、日程的な調整がとれまして、次回は出席をするということを約束して
くださっておりますので、次回まで1回は待つということで構わないのではないかなと私は委員長
として思っております。

〔「はい」と田原委員発言する〕

これも後ほど幹事会で協議しますが。

田原委員。

○**田原委員** もう一点、弁護士の件ですが、この弁護士さんは顧問弁護士なんですよ。市が
願っている顧問弁護士なんですよ。ですから、秘密といいましても、市から願っている顧
問弁護士さんが市が了解ということなら出席できるのかできんのか、どんなんでしょうね。その
辺についてもぜひ検討していただきたい。

○**橋本委員長** それは私がここで見解を申し述べるというのはいささか当を得ておらないと思
いますので、後ほど……。

〔「問題提起しておきます」と田原委員発言する〕

はい、後ほど幹事会にて協議をしたいと思いますので。

〔「はい、お願いします」と田原委員発言する〕

***** 参考人の意見聴取（桐山宗義氏） *****

それでは、委員会の決定により、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例第2
9条第2項の規定に基づき、参考人からの意見聴取を行います。

なお、参考人は地方自治法第100条第1項後段の証人とは異なり、出頭、証言等について法
的に強制されることはなく、第3項に規定をされる罰則を科されることはありません。参考人
に対する意見聴取につきましては、あくまでも本特別委員会の調査目的を達成するために行うもの
でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、桐山宗義氏に入室していただきます。

暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時37分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料1の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言を願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず大きな項目の1点目の住民監査請求についてであります。そのうちの①住民監査請求書の動機と目的、つまり住民監査請求をするに至った動機と目的について御説明願いたいと思います。

挙手をお願いします。

桐山参考人。

○桐山参考人 ここでいいんですか。

○橋本委員長 はい。

○桐山参考人 御存じのように旧アルファビゼンのいわゆるその寄附をもらって、以前はこれ買い取りという案件は前、議会であったんですけども、議会では否決された。で、そこに吉村氏が5,550万円かなんかでその寄附をするから買うようにといたら、議会で買うことに決めて、その1年少々の間にこれ返してくれというふうについて、まあこのお金は返した。それは特定目的によるその寄附ではなかったはずなのに、それを返してしまったということ。

それから、それを返した後に、借り手、電気設備や受電設備などが壊されて、そのことについての議会でのあれが、いわゆる損害賠償請求、借り主に損害賠償を請求しないのかというふうな

質問があったはずなんですけれども、それにもかかわらず、それは損害賠償は盗難した人にしてもらえというような話が議会での答弁があったと思います。

そういうふうにして、結局は非常に市民は、最初に持ち上がった、その購入の件では否決しているにもかかわらず、あれですね、その寄附によってうまく、私なんか考えると完全にだまされたと思ったわけです。だまされた上に、その返された、その物件を貸借して、貸借契約に基づいて借りて、返すときには不良資産として返した、いわゆる使い物にならんものを返してきたというふうに僕は思ったわけです。それに対して誰も責任をとらないというのは、これは一体どういうことだと思ったわけです。そのことが動機としてはそういうことがあります。

で、このいわゆる不良資産、これ潰すということになると、前は潰さないということだったのに、いや潰すときには借り主が返すときには潰して返すということだったのかかわらず、それを潰さないということをその庁議で決めたと、それもその僕は納得できなかったわけです。この件はしかし十分に僕も議会とか行政のやることについて監視してなかったことがあって、それは遅くなったんですけれども、しかし盗難の管理責任を問うて、盗難事件はこれはその弁償してもらうのが当然じゃないかということで監査請求を起こしたわけです。

○橋本委員長 以上ですか。

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

端的に言えば、盗難事件に遭っておきながら、その管理責任を当時追及しなかった、それに対して住民監査請求を起こしたんだということでよろしいでしょうか。

〔「はい、そうですね」と桐山参考人発言する〕

はい。それでは、ただいまの住民監査請求を提出するに至った動機と目的について説明を受けましたが、この点について委員の皆さんから関連する質問があればお受けしたいと思います。

どなたからでも結構です。どうぞ。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 まず、その5、500万円で寄附をしてもらって、だまされたという表現が先ほどありました。

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

そのだまされたというのは、どういうことをだまされたと思われたわけですか。

〔「いや、それは……」と桐山参考人発言する〕

○橋本委員長 挙手をして。

桐山参考人。

○桐山参考人 いや、完全に……。

〔「市民感情で結構です」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 いや、ちょっとちょっと、お互いそこでのやりとりはやめてください。

桐山参考人。

○桐山参考人 議会で買うことについては否決して、買う案件が出て否決されてますよね、その何年か前に。でも、それを買わせようとしたんじゃないかと僕は思ったわけです。何とか買わせようとして、それは寄附として出して、それをそのままそっくりの価格で買ったわけですから。買って、で、もう1年2カ月かなんかだと思うんですけども、返せと。その理由なんかはよく知りませんよ。でも、何回か書類が来たということだけは聞いてます。2回か3回か、返せ返せとということをやかましゅう言ってきたんじゃないかと思うんですけども。だから、僕はだまされたというふうに感じたわけです。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 もう一点、議会在損害賠償請求をしろということを議会側は執行部に言うてますよね、

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

議事録を見てもそうなってますよね。にもかかわらず、執行部側は壊されたまま返す、要するに盗難被害の精査すらせずに済ませておるということに、市民としては非常に義憤を感じたと、こういうふうに取り扱ったらいいいんでしょうか。

〔「はい、そうですね」と桐山参考人発言する〕

○橋本委員長 あの、そこでのやりとりはちょっと。挙手の上、発言を願いたいと思います。

桐山参考人。

○桐山参考人 そのとおりだと。

○橋本委員長 はい、よろしいか。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは、その2点目に、住民監査請求を提出しました、桐山さんたちが。そして、監査結果が出てまいりました。意見書を付して出てまいりましたが、それに対して桐山参考人はどのように思われたのか、お尋ねをいたします。

桐山参考人。

○桐山参考人 私とはにかくこの文書がわからないっていうのに困ったわけです。この監査結果の報告が損害賠償の請求権の存否についてという、最後の言葉ですけども、損害を賠償するように要求することに特段の問題はないと述べて、賃借人が建物管理責任などを履行していなかったことを明らかにすべきところであるが、請求人から提出された事実を証明する書類、関係人からの資料や意見聴取、監査委員の事実調査からは確たる根拠として提示できるものはない。よって、棄却するということになつとるわけなんですね。これどうも理解できかねるんです。

それで、最終的にこの参考意見というんか、まあ参考意見になるんでしょうが、では結局貸し

た建物が返還時にその全てが返還されておらず、貸した物件の管理をする義務は賃借人にはあったのであると書いてあるんですね。

それに、なおかつこの監査を棄却、監査で棄却されるというのは、どうも日本語としてどうなんかなというのが僕はどうも文章の理解力がないいうんか。

○橋本委員長 よろしいか、以上で。

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

今の説明をお聞きいたしますと、その監査結果あるいは意見書に、賃借人が、つまり当時はNPO法人片上まちづくり、あるいは又貸しを受けた株式会社備前まちづくりという団体、そういったところが管理義務を怠っていたということを証明しない限り、そういう損害賠償の請求はできませんよという、簡単に言えばそういう監査結果が出たということによろしいでしょうか。

〔「そうですね」と桐山参考人発言する〕

はい、そのようなことについて、参考人はどうも理解ができないと、できなかったという所感でありますね。

はい、そのような説明でございますが、この点につきまして関連質問がある委員の方は挙手上、質問してください。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 誰もいないんなら。ワンマンションになる。

○橋本委員長 いえいえ、構いません、それは。

○田原委員 この監査意見書を見ると、損害賠償を要求することに特段の問題はない。当然その損害賠償請求はするべきだというふうに断定しているんです。しかしながら、賃借人が、要するに執行部側が相手側にそれを要求していなかったという事務的なミスによって、その賠償責任を行う権利がないんだという、そういうふうに読めますわね、この文章では。

〔「請求……」と桐山参考人発言する〕

○橋本委員長 挙手をお願いをいたします。

桐山参考人。

○桐山参考人 いわゆるここでそのまま理解しようすると、管理責任を履行していなかったという事実を証する書面がないと、書類がないと、こうふうに私は受け取ったんですけど。履行しないという事実ですね、履行しないという事実を証する書面がない、書類がない。でも、僕は履行しないという事実は、損害自体が発生していること自体が、それが履行していないことじゃないかというふうに思って提訴をしたわけですから、理解できないということなんです。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 監査、市の監査の役目っていうのは、ある事実しかチェックできないんですよ。その辺のまどろしさが、この監査結果においては拒否してあるけれども、この監査っていうのは

不受理であるけれども、特に意見を、その監査請求は受理しないけれども、これは大変重大な問題だということで監査意見は別途に市長に対する書面を送ってますよね。それは御存じですよ。それについてどういうふうにお考え、そのような監査事務局のどう言いますか、行為というか、通常殊さらここでもう門前払いしたら、わざわざ監査事務局が市長に物申すことはまずないと思うんですが、桐山さんの住民監査請求には特に意味がある、意義、大変重要な意味を持っているんだということで、あえて事務局が、監査委員が市長宛に意見書を出してますよね、

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

それについてどういうふうに感じられてますか。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午前 9時54分 休憩

午前10時04分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

桐山参考人。

○桐山参考人 率直な感想は、えらいその監査委員の方は市長に遠慮した結論を導き出したんじゃないかなというふうに思っております。それは意見の中にもそれをうかがえるような表現が並んでいると思うんですけども。

○橋本委員長 以上ですか。

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

田原委員。

○田原委員 監査委員っていうのは、ある事実、書類に基づいて、それを審査するというのが監査委員の仕事なんですよ。そういう中で、今遠慮したという表現をされてますが、そういう事実に基づいてすると却下するけれども、桐山さんの主張したことについては大変意義のあることなんだということの中で、この意見を市長に申し述べ、現段階では遅きに失するとはいえ、備前市は賃借人や転貸し人の関係者より、建物管理責任の履行状況を調査し把握する義務があるんだということを断定してますんで、桐山さんの行為については大変意義があったもんだというふうに感じております。

そういう中で、何かここでも早期に解決をするべきだということを申し述べておりますので、意義はあったと私は思われますので、むしろ感謝の言葉を述べたいと思っております。

○橋本委員長 答弁を求めますか。御意見を求めますか。

〔「せっかくされたことに」と田原委員発言する〕

意見があればどうぞ。

ございませんか。

〔「はい、ありません」と桐山参考人発言する〕

ございませんか、はい。

ほかにございませんか。

立川委員。

○立川委員 きょうは御苦労さまです。

先ほどちょっとありましたように、結論ですよ。本論で述べたとおりと、貸した建物が返還時に全てが返還されておらず、貸した物件の管理をする義務が貸借人であったのであるから、備前市とすれば当然全てが返還されていないことに注意を払うべきであったと思慮すると。先ほど桐山さんがおっしゃっていただいたんですけど、それから続きですよ。よってという文言が先ほどもありましたけど、備前市は貸借人や転貸人などの関係者より、建物管理責任等の履行状況を調査、把握し、盗難事件が発生したことに対しての責任の所在を明確にされることを期するとあります。桐山さんがお感じになられて、その後、備前市の対応についてはいかがお考えでしょうか。御感想があれば。

○橋本委員長 桐山参考人。

○桐山参考人 これは、しかし全然無視ではなかったかと思うんですね。この監査結果を重要視するんであればですね、直ちに私は提訴には至らなかったと思うんです。恐らく提訴の期間も非常に短いという、素人の私がやることですから時間もかかるし、短いということもあったですけども、これは完全に無視された状態で、ほっとくわけにはいかんと。この2番目の質問にちょっと係ってくるかと思うんですけども、そういう感じでした。だから、恐らく何もしないという感じであったんですね。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 はい、ありがとうございます。

いわゆる監査結果についても備前市は無視したであろうという感想を強くお持ちだということですね。

〔「はい」と桐山参考人発言する〕

今後何か期待するということはあるですか、ありませんか。いかがでしょうか。

○橋本委員長 桐山参考人。

○桐山参考人 この行政に対する訴えというのは、よくあるんですけども、こういう監査結果が出てなかなか動かないというのが、もう私も他市町村におったときにも経験したところでございますが、無視するというのか、そういう傾向がある。いわゆる行政には、もうとにかく誤りは無いっていうふうな、そういう認識があるんじゃないかなという感じをずっと持ってましたから、ここで特に改めてびっくりしたわけじゃないんですけども、しかし誠実にやっぱりこの機関がこういう意見を提出しているわけですから、誠実に結果は履行していただきたいなというように思いますね。

〔「はい、ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

〔「はい」と立川委員発言する〕

ほかに。

石原委員。

○石原委員 先ほど来までの御答弁をお聞きしてまして、監査結果に対する大きな疑念を大いに感じるところでありますし、私自身もこの結果等を拝読しても、なかなか読めば読むほどこう理解に苦しむような面もございます。

そういうような疑念を抱いとることは十分にお聞きをしておるんですけども、改めての質問、重複するかもしれませんが、このたびのこのときの請求内容として約1ページ半程度にわたって請求の要旨ということでまとめられております。で、結論のところ、監査結果の結論としてまとめておられるのが、監査のほう、請求の要旨の冒頭の部分です、市は不当な債務免除を行い、経済的損害を与えようとしているというところのみに特化をされた結論が出されておるわけです。で、請求の要旨のところ重視しますと、請求の要旨の最後のところですね、桐山さんが特にお訴えされたかったのは、最後のところじゃないかなとは思うんです。備前市長はもろもろの法に基づき、乙、すなわち特定非営利活動法人片上まちづくりと丙、ここで言いますと乙の連帯保証人であるウエストジャパン興業株式会社、この両者に対してあの建物の再調達価格での原状回復の損害賠償請求を行うことを請求しますという文言で請求を締めくくるとるわけですけども、ここについての結論の中で一切触れられて、重要なところに触れられてないところに僕も大いに疑念を抱いたんですけども、桐山さんとしてもやはりそういうようなお考えで捉えられましたか。ちょっと重複するような質問で申しわけないんですけども。

○橋本委員長 桐山参考人。

○桐山参考人 それはそのとおりですけども、しかし原状回復する、いわゆる時価でですね、賠償せよということなんですから、証拠がないというふうにかう結論づけられたわけですから、それはそれで仕方がないかなというふうには思ってますけど。石原委員のおっしゃることも確かにそうですね。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「はい」と石原委員発言する〕

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問事項に移りたいと思いますが、大きな質問事項の2点目は、違法な財産管理の確認の住民訴訟についてであります。

この部分につきましては、先ほどの住民監査請求を平成26年1月9日に提出されました。監査結果が出たのがいつかはちょっとわからんですけど、これはいつだったんでしょうか。

桐山参考人。

○桐山参考人 1月9日だったと。

○橋本委員長 1月9日に請求をなされた。請求年月日はここに書いてあるんですけど、住民監査の結果が出たのがいつだったのか、御記憶にございませんでしょうか。

〔「1カ月」と桐山参考人発言する〕

1カ月。

〔「1カ月のうちじゃったと思いますけど」と桐山参考人発言する〕

じゃあ、平成26年2月ですね、いずれにしても2月に結果が出たと。それで……。

〔「3月10日」と呼ぶ者あり〕

3月10日ですか、はい、3月10日ですね。

それで、様子を見ておったけれども、一向に改善されないということで、今度は住民訴訟を提起するに至ったわけですね。住民訴訟はいつ提出されたんでしょうか。記憶にないですか。

〔「4月2日だったと思うんですけど」と桐山参考人発言する〕

4月2日、同年の4月2日。

はい、ここで住民訴訟に至りました。告訴状で訴えたかったことについて、ここで御説明を願いたいと思います。

〔「まあ……」と桐山参考人発言する〕

挙手をしてください。

桐山参考人。

○桐山参考人 訴えたかったのは、先ほどもちょっと申し上げましたけども、これはこんなことが無責任なことがね、ほっておくわけにはいかんのだということが一つそこにあって、とにかく市民に、この前も何か申し上げたと思うんですけど、取り壊すのに4億円も5億円もかかるというような見積書が僕は拝見したことがありますけども、そういうのを市民がかぶってしまうということが非常に残念だったし、で、こんな事件がほんまにみんな知らずにほっておくというのはどうにもならんという気もありましたね。

市民の行政に関心というのか、行政に関心を持っていかないとこういうことが起こるんだなという、知らないうちに起こるんだなということをやっぱり市民が共有せないかんということの一つありましたね、目的としては。やっぱりもっと行政に関心を持っていたら、ウエストジャパンとこの吉村氏と備前市とのややこしい関係がですね、全く知らずに終わってしまうんじゃないかなという危惧がありましたですね。

○橋本委員長 ただいま大きな質問事項の2点目の①告訴状で訴えたこと、訴えたかったことについて説明がございましたが、この件に関しまして委員からの関連質問はございますか。

田原委員。

○田原委員 先ほどの住民監査請求のときにでもちょっと触れられましたね、庁議で、賃貸借契約では、撤退する場合には取り壊して撤退するというのがいつの間にか庁議で決められてしまったと。だから、今後取り壊すについては、4億円も5億円もかかるのは、市の持ち出しになるんだぞということや、こういう事実が起こっておるということを市民に知らしたかったと、そういうことが住民訴訟のその目的だと、こういうふうに解釈したらいいんですか。

○橋本委員長 桐山参考人。

○桐山参考人 はい、そのとおりでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それとあわせて、先ほど監査請求についての結論が、監査委員から市長宛に出している意見を市が履行しようとしなかったと、そういうことに疑問を感じたと、こういうことですか。

○橋本委員長 桐山参考人。

○桐山参考人 はい、おっしゃるとおりでございます。

○橋本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と田原委員発言する〕

それでは、次の2点目の住民訴訟を提起しましたが、判決が下りました。この判決についての所感をお尋ねいたしますが、判決についてはまず、いつ、どのような判決がおりましたのかを、まず事実関係を説明してください。

〔「それは、平成26年11月25日……」と桐山参考人発言する〕

11月25日、はい。

で、どのような判決内容でありましたか。

〔「判決は、本件訴えを却下すると……」と桐山参考人発言する〕

はい。

〔「訴訟費用は原告の負担とするという主文はございます」と桐山参考人発言する〕

そのような判決がおりましたことに対して、桐山参考人はどのように思われたのか、そこら辺を説明していただけたらと思います。

桐山参考人。

○桐山参考人 この論点は2点ございました。というのは、市の怠る事実があったかどうかというのとですね、それからこれは除斥期間というのがあります。除斥期間が過ぎて、請求の利益がないというふうなことが争われたのが論点の重要な部分だったわけですが、前者については、市の財産を怠る事実があったというふうに認めておるわけですが、2点のことについては、私どもはその除斥期間は過ぎてないというか、時効は中断しているというふうに主張したわけですね。

というのが、議員の質問で、これ産業委員会かどこかだったと思うんですけども、損害賠償しないのかという質問に対して、それは弁護士と相談して、その早いうちに契約解除して、原状回復していただきますようにという御相談を投げかけておるといふふうに、市のほうの担当者が答えているわけですね。これによって時効は中断したんじゃないかということを目指したわけですが、市の担当者は、ずっとそれをしてなかった、請求してなかったわけですね。ほっちらか

しにしてたもんだから、これは裁判で最終的に私どもは当然そういうふうな答弁をしておるわけだから、何回かそういう請求をしているだろうというふうに想像というか、推定をしたわけですが、全く裁判官、裁判所の判断によれば、原状回復請求に係る権利に基づく催告もしくは請求をした事実は認められんというふうに結論づけたわけです。それがまあ大きな敗因といいますか、になったわけなんです。だから、それが誠実にこれがやっぱり職員がちゃんと誠実に答弁、産業委員会かだったと思うんですけども、議員からの質問に対してそう答えておるにもかかわらず、何もせずにもう1年も2年もほっておったということが残念でならないと思っていますけど。

○橋本委員長 はい、あのう、ちょっと先ほどの説明を私なりに簡略化してまとめてみますので、もし間違っておれば御指摘ください。

まず、平成26年11月25日におりた訴えを却下するという判決については、管理責任をその借入側が怠っていたという事実は認めておるけれども、その後、その時効が中断したのではないかと原告側の訴えは認められずに、その後、市のほうは何ら先方に対して借入側に対して請求、損害賠償の請求も起こしていなかったため、裁判所は既に時効が確定しているというふうに捉えて、訴えの意味がないということの理由から、訴えが却下されたという事実関係でよろしいでしょうか。

桐山参考人。

○桐山参考人 はい。

○橋本委員長 よろしいですね。

○桐山参考人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 その点について、あなたはどのように思われましたか。ここ所感ですのですね、どのように、もう却下されたことについて感じられたかをお答えください。

〔「いや、それは今申し上げましたように……」と桐山参考人発言する〕

桐山参考人。

○桐山参考人 まことに市の職員のね、怠慢、残念でならないというふうには思ってますけど。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、委員から関連質問があれば、お願いをいたします。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 23年8月29日の産業委員会で確かに議会側から管理責任、原状回復をするべきだという意見があったということも私も記憶しております。それについては、そのチェックが我々議会としてもできてなかったということは大いに反省するべきだと思っております、正直ね。

そういう中で、今回のこの判決について、市の怠った事実、市が損害賠償請求をしなかったと

いうことは裁判所も認めてるということ、この判決は非常に重い判決だというふうに思っております。

この間、ほかの方が同じような住民監査請求をし、訴訟に持って行く中で、380万円の共聴アンテナ、CATV化か、何いうんかね、デジタル化か、その工事を請求して、あれはね、職員が。それはやっぱりちゃんとするべきだという結論になったと思いますけども、アルファのこの問題については請求がなかったという事実については大変重く受けとめなければいけないんじゃないかという感じがしております。

○橋本委員長 それは御意見ということでよろしいですね。

〔「はい、よろしいです」と田原委員発言する〕

ほかにございませんか、この桐山参考人にお尋ねをしたいこと。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら、これで打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で桐山宗義氏に対する意見聴取は終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構です。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時46分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 参考人の意見聴取（永井丈士氏） *****

続きまして、永井丈士氏に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料1の意見を聞こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いを

いたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言を願います。

それでは、委員長から質問を行います。

質問の項目は、大きく4点ございますが、まず1点目の旧アルファビゼン盗難事件に関する立て看板についての①で、西片上の地内に設置をされております当該看板の設置の意義と目的についてをお尋ねいたします。

永井参考人。

○永井参考人 今、お聞きいただいた看板の件ですが、アルファビゼンの電線盗難、これを市民の皆さんにも実態を知っていただきたく思いまして看板を立てました。知らない人が多かったんです。

この真意については、ツカモトトシヒロさん、この方の情報で僕は全てあれを書いています。ですので、その詳しい内容については、ツカモトさんに聞いていただきたいと思います。

○橋本委員長 ただいまの説明は掲載事項の真意についてという次の②の質問……。

〔「はい」と永井参考人発言する〕

に対する説明ですね。はい、1点目と2点目がもう重複しましたが……。

〔「はい」と永井参考人発言する〕

先ほどのような説明でございます。

これらに関連した委員からの関連質問があれば、挙手の上、お願いをいたします。どなたからでも結構です。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、3点目に移りたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

3点目のこの立て看板の設置の予定期間について、わかれば御説明を願いたいと思います。

永井参考人。

○永井参考人 立て看板の設置予定期間については未定であります。

○橋本委員長 未定ということですね。

それでは、この旧アルファビゼン盗難事件に関する立て看板全般について関連質問があればお受けしたいと思います。

ございませんか。よろしいか。

田原委員。

○田原委員 立て看板、正直言って市の中心部に余りみっともいもの、看板じゃないと、正直に思っております。一日も早く取ってほしいなという希望があるんですが、どのような状況が進展されれば、取ってもらえるだろうかと思ってるんですが、何か予定、未定ということですが、何か条件、どういう言葉がいいかな、どういう状況になったら通常の町並みになるのかなという気がするんですが、いかがですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 もともとあの青看板を設置することも、あそこに私の名前を書くことも嫌でした。備前市にとって恥をさらすようなものでして、観光に来たよその県からの人も、この備前市はどうなっとならと、そういうふうに思われるでしょう。一日も早く取りたいです。これが僕の正直な気持ちです。

で、どういったときにあれを外すんならということですが、アルファビゼンの電線がどうしてなくなったのか、どこに行ったのか、もうその真相が明らかになり次第、もう直ちに外します。

〔「ありがとうございました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

〔「はい」と田原委員発言する〕

ほかにございませんか。

〔「いや、ほかにないかな、いつも言う人たち。いつも早う取れ、早う取れ言よう人たち、こういう場で発言されたらどう」と田原委員発言する〕

ないようでございますので、次の2点目の情報提供の呼びかけについてをお尋ねいたします。

まず、情報提供の呼びかけについてでございますが、1点目、あの看板を設置されて、いろいろな情報があったやにお聞きをするんですが、情報の提供者の有無についてお尋ねをいたします。

永井参考人。

○永井参考人 情報提供はたくさんあります。その中で、これちょっと量が多いんですけど、読んでもいいですか。

○橋本委員長 差し支えなければ……。

〔「もらえたら」と田原委員発言する〕

コピーをいただければありがたいですけれども、差し支えますか。

〔「いやいや、差し支えません」と永井参考人発言する〕

はい、暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前10時57分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの情報提供者の有無に関してたくさんあるということの中から、いろいろな情報があったということで、これからお話を御説明をしていただけたらと思います。

永井参考人。

○永井参考人 これ住所、氏名、全部言いますか。

〔「いいやろ、言ってくれたら」と田原委員発言する〕

名前だけでいいですか。

〔「口頭じゃったらええじゃろう」と田原委員発言する〕

いいですか、全部言うたらいいですか。

〔「委員長、秘密会じゃのうてもいいの。秘密会じゃなくてもいいの」と守井委員発言する〕

○橋本委員長 じゃあなくても別にいいでしょう、その人が取ったというようなことではないということであればね。住所と氏名だけ書いてあります。

○永井参考人 いいですか。

○橋本委員長 はい、どうぞ。

○永井参考人 カガモトマサカズ、いいですか。

○橋本委員長 はい、どうぞ。

○永井参考人 次の方、住所はわかりません。マスダトシオ。

いいですか。

○橋本委員長 はい。

○永井参考人 ハタガミギイチ、同じくタナカサトシ、キムラカツユキ、イシノヒロマサ、ホウジョウヒサシ、スエイシハジメ、シミズミチノリ、ハマサキ、下の名前はわかりません。もう一名、住所はわかりませんが、ミヤモトカズトシ。

以上の方のお名前をいろんな人からお聞きして、この人たちが何か知っているんじゃないんですかと、そういう情報提供をいただきました。

○橋本委員長 情報提供者があるということで、その情報提供者については、情報の先が先ほど言われた人物、方々がいろんなことに関与しておるのではないかという、その疑義があるということでの情報ですね。

〔「そういうことです」と永井参考人発言する〕

はい、1点目のその情報提供者の有無に関してであります、委員の皆さんからの関連質問があれば受けたいと思います。

いかがでしょうか。

石原委員。

○石原委員 先ほど個人名も挙げての情報提供の内容、御説明ございましたけれども、これらの情報提供を受けて、その後、永井さん側でどういう対応をとられたのか。例えば警察に情報

提供の内容をお伝えしたのかどうか、そういうところをちょっと、その情報をいただいた、提供いただいた情報の扱いを御説明いただければと思います。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 警察にも一応連絡はしましたが、全く取り合ってもらえない状態です。ここで何人かの方にはお会いしてます、実際。だけど、覚えてないと、知らないと、そういうふうにお答えいただきました。

○橋本委員長 警察が取り合ってくれないということを今説明されましたが、御発言されましたが、それはどのような事実で明らかになってますか。

永井参考人。

○永井参考人 こっちの勝手な解釈なんですけど、一応情報は警察にはお伝えしてありますが、全く動きもないですし、その後の連絡もないです。

○橋本委員長 動きというのが、その先ほど名前を挙げられた方々への事情聴取等々のことはないと。その事情聴取等についての有無なんかはあなたが知り得ましたか。

永井参考人。

○永井参考人 全く知らないです。

○橋本委員長 知らないのに、事情聴取があったかないかは何をもってないと断定されたんですか。

永井参考人。

○永井参考人 先ほども申し上げましたが、私の勝手な解釈です、はい。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、警察への情報提供の手法ですけれども、例えば電話でこういう情報をいただいたんだけどというお伝え方なのか、例えば時には実際に警察署を訪れてお伝えをされたのか、そういうところもお聞かせいただければと思いますが。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 私は実際に自分で警察に行ったわけではないです。私に協力してくださる方々が警察へ実際に行ってくださいました。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「はい」と石原委員発言する〕

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の問題に移りたいと思います。

当百条委員会への情報の提供の可否についてをお尋ねいたします。

先ほど口頭ではありますが、情報を提供いただきましたが、それ以外にもいろんな情報をまだお持ちなんですか。まず、その点を確認したいと思います。それ以外の情報。

永井参考人。

○永井参考人 特に具体的なものはないんですが、これ一番最後の4番目の質問のときに。

○橋本委員長 じゃあ、そこまで温存しておきましょう。

この百条委員会への情報提供については、今もありましたように喜んでやっていただけるとい
う解釈でよろしいでしょうか。

永井参考人。

○永井参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

この点につきまして、委員からの関連質問ございますか。

ございませんよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移りたいと思います。

大きな質問項目の3点目、監査請求が平成27年10月26日になされております。あるいは、住民訴訟を平成28年4月22日に出されております。これらの内容あるいは請求の結果に
ついてをお尋ねいたします。

永井参考人。

○永井参考人 結果はさんざんたるものでして、この監査請求を出した後、この期限である3月
21日までに市長からは何の回答もいただけなかったと。で、僕何回も向こうの担当でしたオノ
ダさんという方にお尋ねしたんですけども、全く具体的な回答を一回ももらえることはなく期限
が過ぎ、もう私も仕方なく、これ住民訴訟をしました。本当はこんなことをしたくないですし。
訴訟した途端、実はお金を払ってたよと、そういうふうな返答をいただきまして、裁判所に実際
に行ったんですけども、裁判にはならず、もう終わったことという感じで裁判は終わりました。
だから、後味の悪い結果でしたと。

○橋本委員長 はい、わかりました。

この監査請求あるいは住民訴訟というのは、例の未収債権380万円だったですかね、380
万円何がしかの金額、つまり難視聴地域への対応の工事費を当時の連帯保証人であるウエストジ
ャパン興業に払ってもらえという住民訴訟ですね。それに関しての今の説明ですね。そういうこ
とでよろしいでしょうか。

永井参考人。

○永井参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 この3点目の監査請求及び住民訴訟について説明がなされましたが、この件に関
する委員からの関連質問があれば、お受けしたいと思います。

田原委員。

○田原委員 内容についてコピーいただけますか。

○橋本委員長 はい、ここにございますが、要求をされました。御異議がなければちょっと休憩
をして、これコピーをとって配付したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど資料の請求、資料要求がございました監査請求及び住民訴訟についての監査請求のこれは結果でございます。資料が提出されました。

継続したいと思います。

関連質問がある方、お願いをしたいと思います。

なければ、次の項目に移りたいと思います。

石原委員。

○石原委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども。

たしか勧告の期限が3月26日で、その前日、市長のほうから非常に簡潔な回答が出されたと思うんですが、それがもうわずか1行の、備前市は必要な措置を講じますという、そういうような文言で出されたと思うんですけども、その対応についての回答ですね、そちらの回答は請求人である永井さんのほうに監査委員のほうから通知はあったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、ありました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、その期限である1カ月後までに必要な措置についての具体的なことがなされなければ、不服であれば裁判ということで、たしかそうなったと思うんですけども、その陰でその提訴をされたたしか前日でありましたか、市のほうが副市長のほうからウエストジャパン側に請求をしましたよということが後になって発覚をしたわけですけども、僕が考えますに、そういう請求行為こそが必要な措置というふうには捉えたんですが、そういう市として対応、請求行為がなされましたよというようなことは、具体的に請求人である永井さんのほうに通知はあったんでしょうか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 ありません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 そのあたりは多分法によっても義務づけられておるとは思いますんで、こちらはまた所管の委員会等でまた執行部等にもただしていきたいというふうに思います。

それから、こちらにも改めてになるのかもしれないんですけども、提訴に至ったその期日までにそういったような市としての請求行為がなされておることが通知をされておれば、提訴にまでは至らなかったということで理解しとってよろしいですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、もちろんそうです。

〔「はい、ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 提訴をされた後、5月2日に5%の遅延損害金加算を求め、さらに6月6日に14.6%の損害加算金を求めていますよね。これは裁判の中で求められたんですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 いや、違います。

○橋本委員長 裁判では求めておらないということですね。

田原委員。

○田原委員 裁判ではなしに、何らかの申し入れを市にされたんですか、これは。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 最初は、その381万円でしたか、その訴訟をし、それ延滞金ということもあつたんじゃないのということで、これは直接市に言われたわけですか、担当者へ。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 裁判の前に弁護士のほうに裁判所のほうから、もうこのお金は支払ったんで裁判する必要ないでしょうと、そういう通知が来ました。そこで、弁護士先生と相談して、じゃあもうやめるかなと、お金を払ったのに裁判しても、もうどうしようもないかなと。いやいや、でもこれ金利払ってないよ、永井君と、そういうことで金利はどうするんですかということで通知を出しました、弁護士のほうから。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら、次の質問項目に移りたいと思います。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは4点目、元NPO法人片上まちづくりの代表でありました故永井正人氏、あなたのお父さんだというふうにお聞きしておりますが、この方から当時のことをいろいろとお聞きしておられると思いますが、その点についてここで御発言願いたいと思います。

どうぞ、永井参考人。

○永井参考人 父親の永井正人が片上地元の本郷さん、商工会議所にお勤めであった宇治橋の、下の名前は僕知らないんですけど、ひでさん、ひでさん、宇治橋のひでさん、竹原生花店の奥さん、この方たちと一緒に片上の町を盛り上げようということでお祭りを復活させてみたりと、そういうことをやるんだということを僕は聞いてました。そこで、やっている途中に、吉村さんと

いう、これすごい人がバックアップしてくれることになったんだと、そうお聞きしました。

で、吉村さんは何をしてくれるんでと僕が聞いたところ、いやお金を出してくれると、吉村さん自身が備前市に大変お世話になったと、で、私はもう備前市に何とかして、この自分の私財をなげうってでも恩返ししたいと、そういうふうに言ってくださると父親から聞きました。こんなすごい人が後ろ盾になってくれるのであれば、片上の町を盛り上げることができる父親も張り切って、で、第一にアルファビゼンの中をきれいにし、これから事業を立ち上げようとする若い人たちに無償でブースをつくって貸したり、とにかく人の集まる場所にしたいと、そういうことをしたいんだと、吉村さんと一緒にやると。そのために何としても備前市にあれを買ってもらいたいと。で、借りたいんだと。でも、備前市は買ってくれない。じゃあ、無理やなど、僕も時々話を聞いてました。

ところが、いやいや違うんやと、吉村さんがあれを買うお金を寄附してくれると、そういうふうになりました。で、実際、それが実行され、備前市が購入をして、あれを。で、年間賃料を360万円、これで借りるんやと。誰がそんな家賃払うんよと僕は聞きました。いやいや吉村さんが全部やってくれると。そんな本当にお金出してくれるんかと、僕も聞きました。

で、ある日、何かいろいろ催しを皆さんでしてたんでしょうけど、その打ち上げかなんかに一回、吉村さんが、あなたの息子も連れてこいと言われたということで、先ほど申しました3名、それから僕、吉村さん、5名で食事に行きました。そのときに吉村さんに聞いた話が、永井君、片上の町はこれからどんどん盛り上げていかにゃあいかんと。で、私はそのためには何でもする気やと。あんたらも若い力でどうぞこれに協力してくれよと、そういうことを言われました。ああ、すごい人やなど僕も思いました。

ところがその後、備前市が合併して西岡市長、新しい市長、栗山さんから西岡さんにかわったときに、備前市がもうアルファに全く関与しないと、アルファにはもうお金を使いませんよ。大変なことになったと、うちの父親も言ってました。そのときに、うちの父親はNPOの代表だったもんで、吉村さんからアルファを購入するために寄附したお金を取り戻してこい、永井さんと、わしは困っとなんやと。みんなで片上を盛り上げようここまで来たのに、もうやめたと、しかも寄附金を取り戻してこいと、わしはどうしたらえんならと。毎晩毎晩思い悩んで、飯も食えずに、夜も眠れんと。そういうことをよく聞いてました。ため息ばかりついて仕事もろくに手につかず、精神的にも追い詰められて、胃がんを発症して1年後に死にました。大分心を病んでたんだと思います。

そういう状態で私のところに遺品は余りなくて、どうもいろんな人からお聞きしたところによると、父親の同級生であるツカモトシヒロさん、この人のところにちょくちょくそのことで相談に行っていたみたいです。その方のところには幾つか資料を持っていったみたいです。私も見せていただきました、いろいろと。その具体的な内容については、このツカモトさんに聞いていただいたら、その辺の内容はわかるかと思います。

以上です。

○橋本委員長 ありがとうございます。

先ほどの御説明であります、この件に関しまして委員からの関連質問を求めます。

津島委員。

○津島委員 ただいま大変詳しい御説明、ありがとうございます。

8年半前のことですが、市は平成20年3月31日に、NPO法人片上まちづくりと建物の賃貸借契約を取り交わしておるんですが、そのときの連帯保証人ですね、それが連帯保証人でもある吉村武司氏との永井さんの実父、故永井正人氏との関係、今、少し触れられたんですけど、もうちいと知り得ている範囲で、なぜ吉村武司氏が連帯保証人になってくれたというの、知り得ている範囲で教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 なぜ連帯保証人になってくれたかと。

〔「金持ちであったとか」と津島委員発言する〕

吉村さんの連帯保証人になった真意は僕はわかりませんが、僕が聞いたところによると、これは吉村さん自身から聞きました。備前市のために私財をなげうってでも恩返しがしたいと、とにかく備前市をよくしたいと、そういうふう聞いています。で、うちの父親は、もともと吉村さんとは交流がなく、なぜ吉村さんと知り合うきっかけになったかということ、時計屋、宝石屋の藪井さん、この藪井さんから紹介されたと聞いてます、はい。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 先ほど来、永井さんの御説明を聞いておると、どうもこの連帯保証人に吉村武司氏になるのに、この実父、故永井正人さんがどうも唆されたか、吉村武司さんにはめられた、言葉は悪いですけど、そういうふうなニュアンスにとれるんですけど、永井さんはいかがでしょう。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 そうかもしれません。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「はい、次の人で」と津島委員発言する〕

ほかに。

田原委員。

○田原委員 正直、私たちも賃貸契約を結ぶときに、NPO、お父さんに大変失礼なんだけども、NPOに貸すっていうのは今後の営業展開で難しいんじゃないかということで反対しました、当初。もう最終的には保証人である吉村さんがバックについとるから、いいんじゃないのかということで、議会はそういうふうな決定をしたと思うんですよ。そういう中で、先ほど360万円の家賃も出してくれるということでしたよね。私らもそういうふうに説明を受けてました。ところが、途中で出なくなりましたよね。その辺の経緯について御存じですか、何か。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 詳しい経緯はわかりませんが、吉村さんが家賃をくれなくなったと、金をどうしようかと、もうこのままじゃやれんというようなことは聞きました。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 こちらも確認なんですけれども、先ほど現吉村市長と永井さんのほう、参考人の永井さんが1回、複数の方と一緒にお会いしたんだというお話がございましたが、永井さんと現吉村市長の何言うんですかね、会われたというのは、ほかにもあったんですか、会われたことは。そのときだけですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、そのときだけです。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 先ほどの話に戻るんですが、とにかく360万円の家賃を出してくれんようになったということでしたね。それで、もうNPOはやめたということになったんですよ。そういう中で、いやいやそうじゃなしに、とにかく片上まちづくりというものを立ち上げて、そこで野菜工場をやるんじゃということで、又貸ししたんです、市はね。そういうことは御存じですか。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、聞いています。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、そこから最終的に鍵の引き渡しは23年6月14か15日、名義はNPOでしたから、それには立ち会われている、お父さんも。それで、又貸しした以降、お父さんはその鍵の保管とか、あそこの管理についてはどういなかかわりがあったんでしょうか。もうまちづくり、吉村さんが工場を運営し出してからは、もうノータッチなのか、備前まちづくり株式会社のことにも参加されたのか、その辺はどうなんでしょう。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 その備前まちづくりになってからは、旧アルファに入ることはなかったと、その野菜づくりの事業にも全く参加はしてないと聞いてます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃあ、鍵の保管なんか、そういうものは全て転貸したそちらへもう渡してあって、一切ノータッチだというふうに解釈したらいいんですね。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、そのとき立ち上がった本郷氏とか宇治橋氏、それから竹原生花店さんです

か、その人たちはどんなんでしょう。

○橋本委員長 永井参考人。

○永井参考人 その方たちももう既にそのときにはかかわってないと思います。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいですか。

〔「はい」と田原委員発言する〕

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

以上で永井丈士氏に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、先ほど2の①の情報提供者の有無というところでの参考人の御発言につきましては、委員会録調製段階で、委員長において精査の上、行いたいと思いますので、その際には御協力ください。

本日は、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構です。

この際、幹事会開催のため暫時休憩いたします。

午前 11時38分 休憩

午後 3時25分 再開

○橋本委員長 大変長らくお待たせをいたしました。

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 次回以降の委員会について *****

それでは、証人の出頭請求等の関係で、次回以降の委員会の開催日についてお諮りをいたします。

次回以降の委員会は、幹事会の決定に基づき既に決まっておりますが、11月14日月曜日、これは午前9時30分からでございます。また、先ほどの幹事会で追加で決定をいたしました。11月24日木曜日、この日は議運がございしますが、午前中で十分終わるだろうということで、午後1時00分からの開催とすることになりました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会は11月14日月曜日午前9時30分からと、11月24日木曜日午後1時00分から開催することに決しました。

次に、幹事会案、記録の提出、参考人の招致、証人の出頭について御意見があればお受けします。

お手元に配付をいたしておりますが、現在のところ、証人は塚元年弘氏、これは11月14日

にお呼びしようということでございます。

それから、宇治橋秀一氏、これも11月14日、証人としてお呼びをするということでございます。

それからもう一人、証人としてお呼びするのが末石一氏でありまして、この方は11月24日午後2時15分からということに予定をいたしております。

それから、以前証人としてお呼びしましたが、病気を理由に出頭を拒否されました幡上義一氏につきましても、11月24日の木曜日午後3時45分から再度出頭を要請いたしたいと思っております。

それから、1件飛びました。お手元でございます加々本昌和氏、これに関しては同じく11月24日木曜日午後3時45分からということで、それぞれ証言を求める事項等については、以上でございます。

それから、今度……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

はい、ちょっと待ってください。

○守井委員 委員長、重なってんじゃない、これ。11月24日午後3時45分、2つ入ってくる。

○橋本委員長 ごめんなさい。ちょっとミスプリがあったようでございます。

加々本昌和氏に関しては、11月24ではなくて、14、14日です。11月14日の午後3時45分からだそうでございます。よろしく願いをいたします。

それともう一点は、今度は参考人ということでございます。参考人のほうを見ていただきます。

出席を求める者で、高橋昌弘氏、これは旧アルファビゼン盗難事件発生当時（「それ以前」と後刻訂正）の担当者であったということでございます。これは出席を求める日時は11月14日月曜日午後4時45分からということでございます。これは参考人です。

それから次に、野上元備前市副市長でございますが、これに関しましては、1回目、2回目とどちらもスケジュールが合いませんでした。今度はこの日はあいておるということで、11月24、これ日にち入れてますね、右のページに。11月24日の木曜日午後1時からということにいたしたいと思えます。

それから次に、参考人としてということで、出席を求める者は吉村武司氏、これは本日11月2日を予定しておりましたが、公務のため出席できないということで日程を調整いたしまして、吉村氏に関しては11月14日月曜日午後1時からということでお呼びをしたいと思えます。

それから、これは以前から決まっておったかと思うんですが、もう一名、出席を求める者で濱山カズトシですか……。

〔「一泰」と呼ぶ者あり〕

はい、備前市の職員で、現在の職員で旧アルファビゼンの盗難事件発生当時の担当者であると

いうことでございます。この方に関しましては、11月14日午後2時45分からということに予定をいたしております。

以上のようなことでございますが、皆さん、御異議ございませんか。

何か。

田口委員。

○**田口委員** 今説明を受けたんですけど、例えばお手伝いをされようたんじゃないんかと思われるような方が証人で、まちづくりの社長だった吉村さんが参考人じゃという、まあ言やあ部下が証人で、その親方が参考人じゃというのはどういうことなんでしょうか。何でこういうことになったんですか。

○**橋本委員長** 委員長への質問ということであれば、特段の意思はございませんが、まずもって当初参考人というような形でお呼びをして、いろいろとありましたら、次には偽証等で罰則がある証人に証人喚問という形にしてもいんじゃないかと。とりあえずは参考人という格好で呼ぶべきではないかという意見が幹事会の中で多数を占めたというふうに思っております。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

ちょっと待ってください。

田口委員。

○**田口委員** いや、まあそういうことであっても、証人と参考人の、ほんならそういうふうに見えるんだしたら、何でこっちの人たちが証人になったんならと。この人たちも参考人でえんじゃないんかというのは私の思いですよ。この人らが証人なら、それは吉村さんも証人にしてください。これは当たり前の話。

○**橋本委員長** はい、わかりました。田口委員の言われとるところはよくわかりました。

田原委員。

○**田原委員** 私も幹事会でこれは証人にすべきだということを強く主張しましたが、前回参考人じゃからえんじゃないかということになったんですが、今回、この参考人という形で呼んでいる、いろいろな内容については、幡上氏を証人で呼ぼうとしたけども、幡上さんが来れんからということで、その雇い主である吉村さんと呼ぶべきだということで私は証人を主張したし、それからきょうの桐山氏の証言の中からも、やっぱりこれは証人として呼ぶべきだという気があるんで、そりゃあ確かに幹事会では、やっぱり幹事会があくまでもたたき台をつくる幹事会ですからね、やっぱりこの委員会の中で皆さんの意見を聞いてもらいたいなという思いはします。幹事会の一員として。

○**橋本委員長** この際、本件を協議するために暫時休憩をいたします。

午後3時34分 休憩

午後3時38分 再開

○**橋本委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの記録の提出、あるいは参考人の招致、あるいは証人の出頭ということについてお手元

に配付しております資料のうち、出席を求める者が氏名、吉村武司氏につきましては、参考人としての出席要請ではなくって、地方自治法第100条第1項後段の規定による証人の出頭要求ということにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

はい。

○山本（成）委員 この証人に変更して、意見を聴こうとする案件はもう同じですか。

○橋本委員長 そうですね、特段にそれは動かしておりませんので。

はい。

○守井委員 同じように、こんだけの数をそれぞれそしたら証人としての意見を求めるということで大丈夫ですかね。数が多いですから。

〔「あんたが言うことじゃない」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 私に聞かれてもちょっと。

〔「いや、数が多いからどんなかな、資料が……」と守井委員発言する〕

ちょっと暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それと、冒頭で申し渡すのを失念しておりましたが、本日の百条委員会で永井丈士氏が発言した内容につきまして、11名ほど、個人名、住所並びに個人名を挙げられました件につきましては、会議録より住所を削除いたします。御了承いただけますか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないものと認めます。

あわせて、マスコミ関係にも本件に関する報道は自粛していただくように要請をし、それぞれに協力を確約していただいておりますことを申し添えておきます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、なおこれまでの関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして、字句の整理につきましては正副委員長に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際の関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして、字句の整理につきましては委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の……。

〔「ちょっと待った……」と田原委員発言する〕

田原委員、どうぞ。

○田原委員 幹事会で情報提供の提案をしとったと思うんだけど、情報提供、要するに住民のあれの今回委員会、解明委員会がなくなったんで、やっぱり百条で住民提供、要求するということが幹事会でもあったと思うんです。

○橋本委員長 わかりました。ただいま田原委員のほうから、百条委員会として、市民に向けて、市民に向けて本件、旧アルファビゼンの電線盗難事件に関して情報提供を促すような行動をしてはいかかという提案が確かに幹事会でなされました。その件について、本委員会で協議を願いたいという動議でございます。

この件に関しましては、ちょっと休憩をいたします。暫時休憩。

午後3時43分 休憩

午後3時55分 再開

○橋本委員長 それでは、会議を再開いたします。

ただいま田原委員のほうから提案がございました、市民に情報提供を求める依頼について、「広報びぜん」に掲載をしていただきたいということで、備前市長吉村武司氏に要求をする。

もう一つは、備前市自治会連絡協議会に回覧をしていただきたい、各町内会等々で回覧をしていただきたいということで要請をする。あわせて片上商店街振興協同組合にもビラの配布をお願いをするということで、またこの文面についてはですね、次回の11月14日のこの百条委員会にて最終的に決定をするということで、皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

はい。

○田原委員 それから、高橋さんのあれね。

○橋本委員長 はい、修正ですね。

〔「修正」と田原委員発言する〕

高橋前まちづくり部長の件に関しましては、事件発生当時の担当者ということではなく、それ以前の担当者ということでございます。

長時間にわたりまして御苦勞さんでございました。

以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞さまでした。

午後3時57分 閉会